

資料 2 . 事業者の環境情報の公表等に関する地方公共団体の方策に関するアンケート調査結果

・ 調査結果の概要

1 . 調査の概要

1) 調査の目的及び内容

本調査は、地方公共団体における、事業者の環境への取組及び地球温暖化防止や廃棄物減量等の環境保全に係る計画策定等を促進するための方策、事業者の環境情報等の公表に関する方策、環境マネジメントシステムの導入状況及び環境報告書の作成状況等を把握するために実施した。

2) 調査方法、回収数及び回収率

調査対象は、都道府県、人口 20 万人以上の市町村、東京都 23 区の計 174 の地方公共団体とし、郵送によるアンケート調査を実施した。アンケート回収数は 142 地方公共団体、回収率は 81.6%であった。

2 . 集計結果の概要

1) 環境関連の計画等の策定を義務付ける条例について

国が定めた法律以外に、事業者に対して環境関連の計画等（例：地球温暖化 防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定等）の策定を義務付ける独自の条例の制定の有無（N:142）

- ・「制定している」・・・・・・・・・・ 25.4%（ 36 団体）
- ・「特にそのような条例はない」・・・・・・ 71.8%（ 102 団体）

制定している条例が策定を義務付けている計画の主な対象環境分野（N:36、複数回答）

- ：「廃棄物」・・・・・・・・・・ 83.3%（ 30 団体）
- ：「環境全般」・・・・・・・・・・ 13.9%（ 5 団体）
- ：「自然（緑化率等）」及び「地球温暖化」・・各 11.1%（ 4 団体）

策定を義務付けている主な計画の概要

・「廃棄物」

大規模事業者を対象として、「一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画」の策定を義務付けている。公表については、ほとんどの地方公共団体では、事業所単位ではなく、取りまとめた結果のみの公表に留まっている。

・「環境全般」

事業所を対象として、環境保全に関する協定の締結及び計画書の策定を義務付けている。公表については、協定の内容全てを公表している地方公共団体がある一方で、活動結果のみの公表、提出及び公表は義務付けていない等、様々であった。

- ・「自然」
大規模事業者を対象として、「緑化計画」の策定を義務付けている。公表については、「公表している」との回答が得られなかった。
- ・「地球温暖化」
エネルギーを多量に消費している事業者を対象として、「地球温暖化計画書」の策定を義務付けている。公表については、全てを公表している地方公共団体がある一方で、一部（取組結果のみの公表）公表は義務付けていない等、様々であった。

今後の策定予定（N:142）

- ・「検討している」・・・ 4.2%（ 6 団体）
- ・「特に検討していない」・・・ 87.3%（124 団体）

策定を予定している計画の主な対象分野（N:6）

- ：「その他（自動車）」・・・ 66.7%（4 団体）
- ：「有害化学物質」及び「地球温暖化」・・・各 33.3%（2 団体）

2）環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度について

事業者が環境関連の計画等（例：地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画等）を自主的に策定することを支援、誘導する制度の有無（N:142）

- ・「制度を設けている」・・・ 17.6%（ 25 団体）
- ・「特にそのような制度はない」・・・ 73.2%（104 団体）

ただし、「制度を設けている」と回答した 25 の地方公共団体の内、10 団体が設問で対象としていない「ISO14001 規格の認証取得に対する支援制度」のみを掲げているため、実際に「制度を設けている」地方公共団体は 10.6%（15 団体）である。

制度を設けている地方公共団体が策定を支援、誘導している 18 の計画等の主な対象環境分野（N:15、複数回答）

- ：「環境全般」・・・ 73.3%（11 団体）
- ：「廃棄物」・・・ 26.7%（ 4 団体）
- ：「地球温暖化」・・・ 13.3%（ 2 団体）

主な制度の概要

- ・「環境全般」
事業所を対象とした、環境保全に関する地方公共団体との協定の締結あるいは計画書の策定を自主的に求める制度。公表については、協定の内容全てを公表させている地方公共団体がある一方で、活動結果のみの公表、提出及び公表については事業所の任意等、様々であった。
- ・「廃棄物」
大規模事業者を対象とした、「産業廃棄物の削減計画」の策定を自主的に求める制度。公表については、「公表している」との回答が得られなかった。
- ・「地球温暖化」
事業者を対象とした、「地球温暖化計画書」の策定を自主的に求める制度。公表については、「全てを公表している」と「取りまとめた結果を公表」との回答が得られた（N:2）。

今後の策定予定 (N:142)

- ・「検討している」 9.2% (13 団体)
- ・「特に予定がない」 68.3% (97 団体)

策定を予定している制度の主な対応分野 (N:11)

- :「環境全般」 45.5% (5 団体)
- :「廃棄物」 36.4% (4 団体)
- :「地球温暖化」 9.1% (1 団体)

3) 地方公共団体のISO14001規格の認証取得状況について

ISO14001 規格の認証取得状況 (N:142)

- ・「既に取得している」 54.2% (77 団体)
- ・「独自の環境マネジメントシステムを構築した」 10.6% (15 団体)
- ・「現在、情報を収集している段階である」 14.1% (20 団体)
- ・「特に何もしていない」 2.8% (4 団体)

4) 環境報告書の作成について

環境報告書の作成状況 (N:142)

- ・「環境報告書を作成し公表している」 19.0% (27 団体)

今後の作成予定 (N:115)

- ・「作成を検討している」 21.7% (25 団体)

5) 事業者に対する環境報告書の作成支援について

事業者が環境報告書を作成することに対する主な支援内容 (N:142)

- :「特に何も考えていない」 76.1% (108 団体)
- :「今後は何らかの支援をする予定である」 7.0% (10 団体)
- :「セミナー等を開催している」 4.9% (7 団体)

6) 事業者のISO14001規格の認証取得に対する支援について

事業者に対する ISO14001 規格の認証取得への支援の有無 (N:142)

- ・「支援を行っている」 64.8% (92 団体)
- ・「現在、検討中である」 6.3% (9 団体)
- ・「特に何もしていない」 24.6% (35 団体)

実施あるいは検討中の主な支援内容 (N:101、複数回答)

- :「補助金あるいは融資制度の設立」 73.3% (74 団体)
- :「セミナー等の開催」 63.4% (64 団体)
- :「相談窓口の設置、パンフレット等の用意」 50.5% (51 団体)
- :「コンサルティングや認証機関等の紹介」 19.8% (20 団体)

7) 環境マネジメントシステムを導入した事業者への優遇措置等

環境マネジメントシステムを導入した事業者への主な優遇措置等

(N:142、複数回答)

- | | |
|------------------------------|---------------|
| :「特に何もしていない」 | 66.9% (95 団体) |
| :「業者登録の際に、EMS の導入状況を記入させている」 | 11.3% (16 団体) |
| :「設備や物品の種類によっては優遇するケースもある」 | 4.2% (6 団体) |
| :「地方公共団体独自の認定制度を設けている」 | 3.5% (5 団体) |
| :「公共事業の内容によっては優遇するケースもある」 | 3.5% (5 団体) |

3 . 調査結果の総括

現時点では、全体の 38% の地方公共団体が、何らかの形で事業者に対して環境関連の計画の策定を求めており、その割合は今後も増加するものと推測される。

事業者に対して求めている環境関連の計画は、条例での義務付けでは廃棄物関連の計画が多く、任意の制度では環境全般を対象としたものが多い。

事業者に対する支援では、地方公共団体の多くが自ら ISO14001 規格の認証を取得していることもあり、これに関連した支援策が多くの団体で実施されている。

環境報告書を作成している地方公共団体の割合はまだ低く、事業所の環境報告書作成に関する支援もほとんど行われていない。

．調査結果報告書

1 ．調査の目的

近年、環境コミュニケーションの促進あるいは社会的な説明責任等の観点から、事業者が自らの環境への取組の方針、目標、実績等を取りまとめた環境報告書を作成し、公表するケースが増加しつつある。このような事業者の取組は、自主的な環境負荷低減を推進するとともに、情報公開を通じて事業者が社会と対話することにより、地球市民の一員としての役割を果たしていくものであり、今後、大いに普及、促進を図っていく必要がある。

我が国では、環境省が本年2月に「環境報告書ガイドライン」等を作成するとともに、優れた環境報告書を表彰する「環境レポート大賞」等により、その支援を行ってきたが、今後、さらにその支援を拡大する予定であり、平成13年度については、今後の環境報告書の促進方策のあり方を取りまとめることを目的とした「環境報告の促進方策に関する検討会」を設置した。

本調査は、地方公共団体における事業者の環境への取組及び地球温暖化防止や廃棄物減量等の環境保全に係る計画策定等を促進するための方策、事業者の環境情報等の公表に関する方策、環境マネジメントシステムの導入状況及び環境報告書の作成状況等を把握し、上記検討会の基礎資料として使用するために実施したものである。

2 ．調査方法

調査方法は郵送によるアンケート調査であり、調査対象となる地方公共団体は以下の通りである。

- ・人口20万人以上の市町村
- ・都道府県
- ・東京都23区

3 ．回収数及び回収率

本アンケート調査の回収数及び回収率は以下の通りである。

- ・発送数：174
- ・回収数：142
- ・回収率：81.6%

4 ．調査結果

1) 事業者の環境への取組を促進する方策について

環境関連の計画等の策定を義務付ける条例について

a ．条例の有無

142 の地方公共団体における、国が定めた法律（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、省

エネルギー法等)以外に、事業者に対して、環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定等)の策定を義務付ける、独自の条例の有無は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	策定を義務付けている計画等がある	36	25.4
2	条例はない	102	71.8
3	その他	3	2.1
	未記入	1	0.7
	サンプル数(%ベース)	142	100.0

b. 条例が対象としている環境分野

「事業者に策定を義務付けている計画等がある」と回答した36の地方公共団体において、計画が対象としている環境分野は以下の通りである(複数回答可)

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	環境全般	5	13.9
2	自然	4	11.1
3	地球温暖化	4	11.1
4	廃棄物	30	83.3
5	有害化学物質	3	8.3
6	その他	4	11.1
	未記入	0	0.0
	サンプル数(%ベース)	36	

c. 制度の内容について

「事業者に策定を義務付けている計画等がある」と回答した36の地方公共団体における、事業者に対して環境関連の計画等の策定を義務付けている条例及び制度の概要については、別紙1の通りである。

d. 今後の予定について

142の地方公共団体における、今後、国が定めた法律(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、省エネルギー法等)以外に、事業者に対して、環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定等)の策定を義務付ける条例の制定または改正の検討の有無については、以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	検討中の条例がある	6	4.2
2	検討していない	124	87.4
3	その他	6	4.2
	未記入	6	4.2
	サンプル数(%ベース)	142	100.0

環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度について

a. 制度の有無

142 の地方公共団体における、事業者が環境関連の計画等（例：地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定、環境マネジメントシステムの構築等）を自主的に策定することを支援・誘導する独自制度の有無は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	制度を設けている	25	17.6
2	制度はない	104	73.3
3	その他	9	6.3
	未記入	4	2.8
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

b. 対象としている環境分野

「制度を設けている」と回答した 25 の地方公共団体において、計画等が対象としている環境分野は以下の通りである（複数回答可）。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	環境全般	14	56.0
2	自然	4	16.0
3	地球温暖化	8	32.0
4	廃棄物	8	32.0
5	有害化学物質	4	16.0
6	その他	9	36.0
	未記入	0	0.0
	サンプル数 (%ベース)	25	-

c. 制度の概要について

「制度を設けている」と回答した 25 の地方公共団体における、事業者が環境関連の計画等を自主的に策定することを支援・誘導する制度の概要については、別紙 2 の通りである。

d. 今後の予定

142 の地方公共団体における、今後、事業者が環境関連の計画等（例：地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定、環境マネジメントシステムの構築等）を自主的に策定することを支援・誘導する独自の制度創設の検討の有無については、以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	制度を検討している	13	9.1
2	予定がない	97	68.3
3	その他	12	8.5
	未記入	20	14.1
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

2) 地方公共団体の環境マネジメントシステムの取組について

現在の取組状況

142 の地方公共団体における、ISO14001 規格等の環境マネジメントシステムの導入状況は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	全庁にて取得	4	2.8
2	本庁にて取得	23	16.2
3	本庁及び一部サイトにて取得	31	21.8
4	本庁以外の一部サイトにて取得	19	13.4
5	独自のEMSを構築	15	10.6
6	情報収集の段階	20	14.1
7	特に何もしていない	4	2.8
8	その他	26	18.3
	未記入	0	0.0
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

ISO14001 規格の今後の認証取得予定について (その1)

「本庁もしくは本庁及び本庁以外の一部のサイトにおいて ISO14001 規格の認証を取得した」と回答した 54 の地方公共団体における、今後 (約 3 年の間に) の認証取得範囲 (サイト) の拡大予定は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	全庁にて取得	5	9.3
2	全庁ではないが、現状より拡大	23	42.6
3	現状の範囲に留める	20	37.0
4	その他	6	11.1
	未記入	0	0.0
	サンプル数 (%ベース)	54	100.0

ISO14001 規格の今後の認証取得予定について (その2)

「本庁以外の一部のサイトにおいて ISO14001 規格の認証を取得した」と回答した 19 の地方公共団体における、今後 (約 3 年の間に) の認証取得範囲 (サイト) の拡大予定は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	全庁にて取得	0	0.0
2	本庁にて取得	6	31.6
3	本庁及び認証サイト以外のサイトにて取得	3	15.8
4	全庁、本庁ではないが、現状より拡大	0	0.0
5	現状の範囲に留める	8	42.1
6	その他	2	10.5
	未記入	0	0.0
	サンプル数 (%ベース)	19	100.0

ISO14001規格への今後の取組予定

「ISO14001 規格の認証を取得していない」と回答した 65 の地方公共団体における、今後（約3年の間に）のISO14001 規格の認証取得予定は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	全庁にて取得	5	7.7
2	本庁にて取得	12	18.5
3	本庁及び一部サイトにて取得	6	9.2
4	本庁以外の一部サイトにて取得	1	1.5
5	情報の収集	18	27.7
6	特に予定はない	10	15.4
7	その他	9	13.8
	未記入	4	6.2
	サンプル数 (%ベース)	65	100.0

3) 環境報告書の作成について

地方公共団体における環境報告書の作成について

142 の地方公共団体における、環境率先行動計画や環境マネジメントシステム（ISO14001等）に基づいて環境保全に取り組んだ結果の公表方法（環境報告書の作成状況）は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	環境報告書を作成し公表	27	19.0
2	環境白書やHPにて公表	71	50.0
3	取組結果は公表していない	17	12.0
4	率先行動計画等の策定等を行っていない	1	0.7
5	その他	25	17.6
	未記入	1	0.7
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

今後の環境報告書への取組について

「環境報告書を作成していない」と回答した 115 の地方公共団体における、今後（約3年の間に）作成予定は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	作成を検討	25	21.7
2	作成の予定はない	68	59.1
3	その他	17	14.8
	未記入	5	4.4
	サンプル数 (%ベース)	115	100.0

4) 事業者に対する環境報告書の作成支援について

142 の地方公共団体における、事業者が環境報告書を作成することに対する支援の有無は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	補助金あるいは融資制度がある	1	0.7
2	セミナー等の開催	7	4.9
3	マニュアルや解説本等の作成	2	1.4
4	窓口等の相談、パンフレット等の用意	3	2.1
5	何らかの支援を予定	10	7.0
6	特に何も考えていない	108	76.1
7	その他	11	7.7
	未記入	3	2.1
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

5) 環境マネジメントシステムに取り組む事業者に対する支援等

事業者のISO14001規格の認証取得に対する支援の有無

142 の地方公共団体における、事業者のISO14001規格の認証取得に対する支援（補助制度、セミナー等の開催等）の有無は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	支援を行っている	92	64.8
2	検討中である	9	6.3
3	特に何もしていない	35	24.7
4	その他	5	3.5
	未記入	1	0.7
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

事業者のISO14001規格の認証取得に対する支援の内容

「事業者のISO14001規格の認証取得に対して支援を行っている、あるいは支援を検討中である」と回答した101の地方公共団体における、事業者のISO14001規格の認証取得に対して行っている支援の内容は以下の通りである。（複数回答可）

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	補助金あるいは融資制度	74	73.3
2	セミナー等の開催	64	63.4
3	窓口等の相談、パンフレット等の用意	51	50.5
4	コンサルタントや認証機関等の紹介	20	19.8
5	その他	9	8.9
	未記入	0	0.0
	サンプル数 (%ベース)	101	-

その他の環境マネジメントシステムに取り組む事業者への支援

142 の地方公共団体における、ISO14001 規格以外の環境マネジメントシステム（例：環境省環境活動評価プログラム）に取り組む事業者に対する支援の有無は以下の通りである。

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	支援を行っている	18	12.7
2	検討中である	9	6.3
3	特に何もしていない	82	57.7
4	その他	17	12.0
	未記入	16	11.3
	サンプル数 (%ベース)	142	100.0

環境マネジメントシステムを導入した事業者への優遇措置等

142 の地方公共団体における、環境マネジメントシステムを導入した事業者に対する優遇措置等の内容は以下の通りである。（複数回答可）

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	認定制度を設け、事業所名を公表	5	3.5
2	公共事業の内容によっては入札参加の条件	1	0.7
3	公共事業の内容によっては優遇	5	3.5
4	物品等によっては入札参加の条件	2	1.4
5	物品等によっては優遇	6	4.2
6	業者登録の際に、EMSの導入状況を記入させている	16	11.3
7	特に何もしていない	95	66.9
8	その他	16	11.3
	未記入	3	2.1
	サンプル数 (%ベース)	142	-

別紙 1 : 事業者への環境関連の計画等の策定を義務付ける条例

	1	2	3	4	5	6	7	8
対象環境分野	環境全般					自然（緑化等）		
地方公共団体名	埼玉県	東京都	大津市	大津市	千葉市	兵庫県	東京都	東京都
条例の名称	埼玉県生活環境保全条例	都民の健康と完全を確保する環境に関する条例	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	千葉市環境保全条例	環境の保全と創造に関する条例	東京における自然の保護と回復に関する条例	東京における自然の保護と回復に関する条例
条例の施行日	2002/4/1	2001/4/1	1999/6/24	1999/6/24	1995/11/1	1996/1/17	1973/4/1	1973/4/1
制度の名称	「彩の国エコアップ宣言（仮称）」制度	建築物に係る環境配慮制度	大規模工場等における環境管理の推進	環境保全協定	環境保全に関する協定	特定工場等緑化計画	開発の規制	緑化計画書の届出等
制度の開始日	2002/4/1	2002/6/1	1999/6/24	1999/6/24	1995/11/1	1996/1/17	1973/4/1	2001/4/1
対象事業所の種類・規模	省エネ法が定めるエネルギー管理指定工場制度の第1種工場及び第2種工場又は大店法で規定する大規模小売店舗のうち、店舗面積が10,000㎡以上である事業者	延べ床面積が10,000㎡を超える新築又は増築建築物	常時使用する従業員数が100人を越える規模	条例上の定めは設けてない	環境保全条例に基づき排出規制等の適用される事業場	敷地面積5,000㎡以上9,000㎡未満の製造業等	1,000㎡以上の宅地造成等、土地の形質を変更する場合	1,000㎡以上の建築物（公共は250㎡以上）を新築、改築、増築する場合
制度の概要	環境に与える負荷の高い県下の一定規模以上の事業者（工場、大型小売店舗、オフィス等）に対し、物品調達、リサイクル、自動車使用、省エネルギー、二酸化炭素の排出等事業活動により生じる環境負荷の現状把握や改善目標等に関する計画書を自ら作成させ、これを広く社会に公表させることを求める制度。	配慮指針に基づき、「建築物環境計画書」及び「工事完了届出書」の作成・提出を義務付けるとともに、知事が計画書等の概要を公表することによって、建築主に対し、省エネルギー・省資源・自然エネルギーの利用など環境配慮対策の自主的な取組を求めるとともに、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成と新たな環境技術の開発の促進を図る制度。	大規模工場等に対して、環境管理の推進に努めることを求めた制度である。対象事業者は、取組を円滑に推進するための環境管理統括者を専任し、市に届け出ることが必要である。	市長は、市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するために必要があると認めるとき、工場等を設置している者等との間で環境保全協定を締結することができる制度。この協定において、事業者は環境管理体制の整備充実に努めることが求められている。	環境の保全及び創造を推進するために必要と認めるとき、事業者と環境保全に関する協定を締結することができる制度。	工場の新設等を行う事業者に対して、緑化基準に従った緑化計画書の作成及び県への提出を求める制度。	東京における自然の保護と回復を図ることを目的として、自然環境に大きな影響を及ぼす行為については、あらかじめ知事の許可を取ることが求められる制度。	市街地における自然環境の回復を目的として、1,000㎡以上の建築物（公共は250㎡以上）を新築、改築、増築する場合には、地上部、建築物上及び敷地の接道部の緑化基準に基づいた緑化計画書を作成し届出することを求める制度。
公表に関して	一部を公表	全てを公表	その他	その他	その他	公表は行っていない	取りまとめた概要を公表	取りまとめた概要を公表

	9	10	11	12	13	14	15	16	
対象環境分野	自然（緑化等）	地球温暖化				廃棄物・リサイクル			
地方公共団体名	練馬区	岩手県	三重県	東京都	滋賀県	埼玉県	東京都	盛岡市	
条例の名称	みどりを保護し回復する条例	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	三重県生活環境の保全に関する条例	都民の健康と完全を確保する環境に関する条例	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	埼玉県生活環境保全条例	東京都廃棄物条例	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	
条例の施行日	1977/10/1	2002/4/1	2001/10/1	2001/4/1	2000/10/1	2002/4/1	2001/4/1	1995/4/1	
制度の名称	緑化計画書の調整	地球温暖化対策計画の作成提出義務 実施状況届出義務	地球温暖化対策計画書の作成	事業活動における環境負荷の低減制度	大気環境負荷低減計画	産業廃棄物処理計画	事業者の作成する産業廃棄物処理計画（事業者処理計画）	事業系一般廃棄物減量等計画書	
制度の開始日	1977/10/1	2002/4/1	2001/10/1	2002/4/2	2001/4/1	2002/4/1	1986/4/1	1995/4/1	
対象事業所の種類・規模	土地の面積が300㎡以上の民間施設	燃料使用量（原油換算）が年間1,500k l以上、又は電気使用量が年間600万kWh以上の事業所。その他に、40台以上の自動車を使用している事業者も対象	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定する「第1種エネルギー管理指定工場」	燃料・熱の使用量が原油換算で年間1,500kl以上、又は電気の使用量が年間600万kWh以上の事業所	従業員が21人以上で、「ばい煙発生施設」を設置または「特定洗浄用物質」「有害大気汚染物質」を一物質当たり一定数量以上使用している事業者	製造業（従業員数300人以上）及び建設業（従業員数100人以上）。その他に、浄水場（能力30万m ³ /日以上）及び終末処理場（能力30,000m ³ /日以上）も対象	建設業（資本金5億円以上）及び製造業（従業員数300人以上の工場を都内に有する事業者）	ビル管法第2条第1項に規定する特定建築物を管理する者、又は廃止前の大店法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の用に供される建築物を管理する者	
制度の概要	土地の面積が300㎡以上の場所で建築行為等を行おうとする者に対して、緑化推進基準（敷地面積×建築面積）×0.3を満した緑化計画書の作成を求める制度。なお、緑化が完了した時点で報告書の提出も求められる。	二酸化炭素排出事業者に対して、地球温暖化対策計画の作成及び地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化の対策実施状況の知事への提出を求める制度。	三重県地球温暖化対策推進計画の目標（2010年までに温室効果ガスの排出量を1990年比6%削減）を達成するために、県内二酸化炭素排出量の6割を占める産業部門のうちエネルギーの使用量の多い第1種エネルギー管理工場に対して、「地球温暖化対策計画」の作成及び知事への提出を求める制度。	事業活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制を中心とした、事業者による地球温暖化対策の自主的、計画的な取組を求め、地球温暖化防止対策の促進を図るために、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所を設置・管理する者に対し、地球温暖化対策指針に基づいた「地球温暖化対策計画書」及び「対策の結果」の作成、提出及び一般への公表を求める制度。	事業活動に伴う大気環境への負荷の大きさを踏まえて、上記に該当する事業者に対して、事業全体で総合的に負荷の低減を図る計画の策定を求める制度。	産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、処理に係る管理体制、排出の抑制、分別、再生利用についての計画の作成及び提出を求める制度。なお、この制度は、廃棄物処理法の規定による処理計画の作成と同様の規定が設けられている。	排出事業者に対して、廃棄物の減量、管理体制、その他処理に係ることについての目標の策定を求める制度。この制度では、5年分の計画（基本計画）を策定することと、毎年度の実施状況（実施計画）を報告することを事業者に求めている。	事業系ごみの減量対策として、一定規模以上の事業者や大規模小売店舗などに対して「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出と「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任を求める制度。	
公表に関して	公表は行っていない	公表は行っていない	全てを公表	全てを公表	一部を公表	全てを公表	取りまとめた概要を公表	取りまとめた概要を公表	

	17	18	19	20	21	22	23	24
対象環境分野	廃棄物・リサイクル							
地方公共団体名	川口市	横須賀市	春日部市	山形市	下関市	市原市	枚方市	和歌山市
条例の名称	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	山形市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	下関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例
条例の施行日	1995/7/1	1993/4/1	1994/7/1	1997/3/31	1995/7/1	1994/10/1	1993/12/22	2000/3/27
制度の名称	事業用建築物の所有者等の義務		廃棄物減量等計画書の提出	事業系廃棄物の管理責任者選任届及び減量計画書の提出	事業用大規模建築物の所有者等による減量	多量排出事業者等の責務		
制度の開始日	1995/7/1			1997/4/1	1995/7/1	1994/1/1		2000/4/1
対象事業所の種類・規模	事業の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物	日量平均50kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業所	興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の大規模な建築物の所有者等、及び常時1日平均50kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者	建築物における衛生処理的環境の確保に関する法律（ビル管理法）、又は大規模小売店舗立地法のいずれかに該当し、かつ市の処理施設に事業系廃棄物を排出する事業者	事業の用途に供される部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物、及び一般廃棄物の減量のため市長が特に必要と認める事業用建築物	1ヶ月あたりの平均ごみ排出量が3t以上の事業者	1日平均10kg以上又は一時に100kg以上の廃棄物を排出する事業者	事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所
制度の概要	上記に該当する建築物の所有者 建設者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出、「廃棄物減量計画書」の作成と届出、「保管場所等」の設置と届出を求める制度。	一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、「減量化、資源化及び適正な処理に関する計画書」及び「処理の実績書」の作成と市長への提出（毎年）を求める制度。	上記に該当する事業者に対し、「廃棄物の減量に関する計画」の作成と市長への提出を求める制度。	廃棄物の減量とリサイクルの推進を目的とし、大規模建築物の所有者に対して、事業系廃棄物の管理責任者選任届及び減量計画書の提出を求める制度。	上記に該当する建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の届出、廃棄物の減量等に関する計画書の提出、廃棄物の保管場所設置の届出を求める制度。	多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の排出抑制及び適法処理を求める制度。	減量計画書の作成を求める制度。なお、1日100kg以上の事業者に対しては、廃棄物管理責任者の設置と、廃棄物の排出量、処分量、再利用量の前年実績と今年度の予測、前年度の自己評価、再利用の方法、ごみ減量に市長が必要と認める事項が記載された計画書の作成を求めている。	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、市長が多量排出者に対して、排出物の発生抑制、再利用の促進、廃棄物の適正処理についての指示ができる制度。
公表に関して	その他	その他	公表は行っていない	取りまとめた概要を公表	公表は行っていない	公表は行っていない	公表は行っていない	公表は行っていない

	25	26	27	28	29	30	31	32
対象環境分野	廃棄物・リサイクル							
地方公共団体名	札幌市	高槻市	藤沢市	那覇市	仙台市	仙台市	大和市	大津市
条例の名称	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例	藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例	那覇市廃棄物の減量化の推進及び正当処理に関する条例	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	仙台市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに美化に関する条例
条例の施行日	1993/4/1	1994/4/1	1993/4/1	1993/4/1	1993/3/18	1993/4/1	2000/4/1	1994/9/1
制度の名称	事業系廃棄物減量計画書処理実績報告書	高槻市における事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に関する取扱い基準	多量排出事業者 事業系一般廃棄物減量化、資源化、適正処理計画、指導	大規模事業所の管理者の一般廃棄物減量計画の作成等	事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書作成	仙台市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則		一般廃棄物減量計画
制度の開始日		1994/4/1	1993/4/1	1993/4/1	1994/1/1	1993/4/1		1994/9/1
対象事業所の種類・規模	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する大規模建築物 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの 駅舎	延べ床面積が3,000㎡以上 ごみ排出量が1日当り300kg以上	大規模小売店舗立地法で規定する大規模小売店舗 事業所面積3,000㎡以上の事業所	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物 500㎡を超える店舗面積を有する店舗 医療法に規定する病院	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物 500㎡を超える店舗面積を有する店舗。 医療法に規定する病院 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗で店舗面積が1,000㎡を超えるもの 事業用大規模建築物以外で事業系一般廃棄物を年間36t以上排出する事業者。等	事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者	年間おおむね1,000t以上の事業所系一般廃棄物を排出する事業所	年間50トン以上の事業系一般廃棄物を発生させる事業者
制度の概要	大規模建築物の所有者に対して、1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を記載した事業系廃棄物減量計画書の作成及び提出を求める制度。	上記に該当する事業者に対して、指導及び助言、報告の聴取、立入調査等、改善勧告及び公表、受入の制限及び拒否ができる制度。	上記に該当する事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理計画の提出、廃棄物管理責任者の選任と届出を求める制度。なお、計画及び実施状況に対する調査、指導を行うことができ、違反者に対しては改善勧告、改善勧告に従わなかった者に対しては廃棄物の受入拒否ができる。	上記に該当する建築物の管理者に対して、一般廃棄物管理責任者の選任、一般廃棄物減量計画の作成、実施及び届出、特別管理一般廃棄物処理状況の報告（病院の場合）を求める制度。	上記に該当する事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の作成及び市長への提出（毎年）を求める制度。	事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の作成と市長への提出を求める制度。	多量排出者に対して、「減量化等計画書」の作成を求める制度。なお、「減量化等計画書」を作成しても、努力が不足している場合には改善勧告を行うことができ、また、「減量化等計画書」を提出しない場合、改善勧告等に従わず改挙の意志がないと認める場合には、事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。	上記に該当する事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び市長への提出を求める制度。
公表に関して	公表は行っていない	全てを公表	公表は行っていない	公表は行っていない	取りまとめた概要を公表	公表は行っていない	公表は行っていない	その他

	33	34	35	36	37	38	39	40
対象環境分野	廃棄物・リサイクル							
地方公共団体名	松戸市	川崎市	福山市	千葉市	千代田区	鹿児島市	堺市	大阪市
条例の名称	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	川崎市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	千葉市廃棄物の処理及び適正処理に関する条例	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例	鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	堺市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
条例の施行日	1994/4/1	1995/10/1	1993/12/22	1994/4/1	2000/4/1	1993/4/1	1993/4/1	1993/4/1
制度の名称	多量排出事業者減量計画書届出制度	多量排出事業者制度	一般廃棄物減量等計画書	事業系廃棄物減量計画書の提出	事業用大規模建築物の所有者等の義務	一般廃棄物の減量に関する計画書	事業系一般廃棄物の排出及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書	事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書
制度の開始日	1994/4/1	1995/10/1		1995/4/1	2000/4/1	1999/1/1	1993/4/1	1993/4/1
対象事業所の種類・規模	大規模小売店500㎡を超えるもの、又は延べ床3,000㎡以上の事業所	ごみを5 t以上市の処理施設へ搬入する事業者	多量排出事業者	事業の用途に供する延床面積が3,000㎡以上の建築物 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法に規定のもの）	事業用大規模建築物（事業用途に供する面積が1,000㎡以上の建築物）	事業活動に伴って生ずるごみを1ヶ月平均500 k g以上排出する事業者	1日平均90 k g又は36 l 容器9個分以上を排出する事業者	事業用途に供する部分の延べ面積が3,000㎡以上（学校教育法第1条に規定する学校については8,000㎡以上）の建築物、及び一の建物であって事務所の用に供される延べ面積が2,000㎡以上の建物、並びに「大規模小売店舗立地法」（通称大店立地法）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
制度の概要	上記に該当する事業所に対して、廃棄物の減量計画書の作成及び市長への提出を求める制度。	上記に該当する事業者に対して、事業系一般廃棄物管理責任者の選任、事業系一般廃棄物の減量等計画書の作成、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物保管場所の設置を求める制度。	多量排出事業者に対して、一般廃棄物の排出量、処分量及び減量化の前年度実績並びに当該年度の見込み、前年度実績の自己評価、減量及び資源化の方法、その他、一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項が記載された計画書の作成を求める制度。	上記に該当する事業者に対して、廃棄物の種類ごとに前年度の排出量、再利用実績量及び当該年度の計画量（目標値）等の報告を求める制度。	上記に該当する建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者を選任及び届出、毎年度毎の再利用計画書の作成、再利用の対象となる物の保管場所の設置等を求める制度。	上記に該当する事業者に対して、減量計画書の作成及び管理責任者の選任を求める制度。計画書の記載事項は、廃棄物の種類、量、処理方法、資源化率である。なお、市は内容を審査した上で、助言、指導、自己処理の指示、命令や受入制限を行う。	急速に増加する事業系一般廃棄物の減量化、資源化を図り、適正処理を推進するために、多量排出事業者に対して、「事業系一般廃棄物の排出及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」の提出を求める制度。	大規模な事業用建物の所有者等に対して、ごみの発生抑制や再利用・資源化等による減量推進に向け、減量計画書の作成及び廃棄物管理責任者の選任、並びにそれらの届出を求める制度。
公表に関して	公表は行っていない	その他	その他	公表は行っていない	公表は行っていない	公表は行っていない	一部を公表	その他

	41	42	43	44	45	46	47	48
対象環境分野	廃棄物・リサイクル						有害化学物質	
地方公共団体名	柏市	柏市	文京区	墨田区	練馬区	練馬区	埼玉県	東京都
条例の名称	柏市廃棄物処理清掃条例施行規則	柏市ごみ減量、リサイクル協力店及びエコオフィス推奨制度実施要領	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例	練馬区リサイクル推進条例	練馬区廃棄物の処理及び清掃に関する条例	埼玉県生活環境保全条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
条例の施行日	1993/4/1	1995/10/1	2000/4/1	2000/4/1	2000/4/1	2000/4/1	2002/4/1	2001/4/1
制度の名称	事業系一般廃棄物減量計画書	リサイクル協力店・エコオフィス推奨制度	再利用計画書	事業用大規模建築物における再利用計画書	事業者が進めるリサイクル	事業用大規模建築物の所有者等の義務	特定化学物質適正管理手順書	石綿含有建築物解体等工事の作業施工計画
制度の開始日	1993/4/1	1995/10/1	2000/4/1	2000/4/1	2000/4/1	2000/4/1	2003/4/1	1994/7/20
対象事業所の種類・規模	床面積3,000㎡以上の建築物を有し、かつ100人以上の従業員を使用している事業所、又は他に市長が特に必要と認める事業所	推奨要件のうち、5つ以上の要件を備えている事業所	企業用大規模建築物のうち、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物	事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物	事業所全般	事業用大規模建築物（床面積の合計3,000㎡以上）	特定化学物質の取扱量が年間500kg以上、かつ、従業員数が21人以上の事業者	石綿含有材料を使用している建築物
制度の概要	多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、減量計画書の提出を求める制度。	ごみの減量又はリサイクル活動を積極的に実施している店舗、事業所をリサイクル協力店・エコオフィスとして推奨することにより、ごみの減量及びリサイクルの推進を図っていく制度。現在、リサイクル協力店35店舗、エコオフィス15事業所を推奨しており、2年ごとの更新となっている。	上記に該当する事業者に対して、組成ごとに発生量、処理量（再利容量、廃棄量）、再利用率について、前年度実績、今年度計画等の提出を求める制度。なお、区は立入指導も行っている。	廃棄物の発生抑制や再利用・資源化を効果的に進めるために、上記に該当する事業者に対して、廃棄物の種類別前年度実績及び当年度の計画の策定を求める制度。	事業者に対して、事業活動における環境、リサイクル指針の策定を求める制度。	事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理のために、上記に該当する事業者に対して、再利用に関する計画書の提出（毎年）を求める制度。	上記に該当する事業者に対し、特定化学物質を適正に管理するための手順等を定めた書面（管理体制、事故時の措置、物質の取扱い方法）の作成及び提出を求める制度。なお、特定化学物質は、P R T R法第1種指定化学物質354、第2種指定化学物質81、県独自指定物質64の合わせて499物質である。	石綿含有面積が、壁面及び天井その他の部分に15㎡、床面積に500㎡以上ある建築物を解体する場合、工事施工前14日までに作業施工計画の提出を求める制度。なお、未届出者に対しては、15万円以下の罰金を課す。
公表に関して	取りまとめた概要を公表	未記入	その他	公表は行っていない	その他	全てを公表	その他	公表は行っていない

	49	50	51	52	53	54	55
対象環境分野	有害化学物質		その他				
地方公共団体名	東京都	東京都	東京都	東京都	八尾市	豊橋市	鹿児島市
条例の名称	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	八尾市公害防止条例	豊橋市公害防止条例	鹿児島市民の環境をよくする条例
条例の施行日	2001/4/1	2001/4/1	2001/4/1	2001/4/1	1980/4/1	1971/12/25	1974/1/9
制度の名称	化学物質管理方法書の作成	土壌汚染処理計画書の作成及び土壌汚染拡散防止計画書の作成	自動車環境管理計画書	ばい煙等の減少計画	公害防止協定	公害防止協定	公害防止協定
制度の開始日	2001/10/1	2001/10/1	2001/8/25	1969/7/2	1980/4/1	1975/3/20	1974/1/9
対象事業所の種類・規模	工場及び指定作業場（適正管理化学物質取扱事業者）	工場及び指定作業場（有害物質を取り扱っている事業者）	30台以上の自動車を有する事業者（約3,000事業所）	事業所	主に敷地面積が1,000㎡以上の特定工場等	特に定めていない	市長が公害防止を推進するため必要と認める事業者
制度の概要	適正管理化学物質取扱事業者に対して、都が策定した「化学物質適正管理指針」に基づいた「化学物質管理方法書」の作成を求める制度。なお、従業員が21人以上で、年度取扱量が100kg以上の事業者は届出が必要である。	上記に該当する事業者は、都が定めた「土壌汚染対策指針」に基づいた「土壌汚染処理計画書」の作成を求める制度。なお、工場等を廃止する場合には30日前までに届出が必要であり、処理基準を超えている場合には、土壌汚染拡散防止計画書の知事への提出が必要である。また、防止措置命令書違反者に対しては50万円以下の罰金を課す。	上記に該当する事業者に対して、2003年10月1日から開始されるディーゼル車規制への対応、5%以上の低公害車の導入（対象：200台以上を使用する事業者のみ）、自動車の使用合理化等に関する5力年の計画の策定を求める制度。	知事は必要があると認めるときは、工場を設置している者に対して、規則で定めるところにより、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の減少のための措置に関する計画の提出を求めることができる制度。	上記に該当する事業者が、工場等（八尾市公害防止条例で規定されている許可対象となる工場・事業場）を新たに設置する場合、対象事業所に対して、市長との公害防止協定の締結を求める制度。	事業活動によって生ずる公害の防止と環境の整備を図るために、臨海部立地企業に対して、公害防止協定の締結を求める制度。	市場が公害防止を推進するため必要と認める事業者に対して、公害防止協定の締結を求める制度。
公表に関して	一部を公表		取りまとめた概要を公表	公表は行っていない	全てを公表	その他	その他

別紙 2 : 事業者が環境関連の計画等を策定することを支援・誘導する制度

	1	2	3	4	5	6	7	8
対象環境分野	環境全般							
制度の内容	審査・登録（認証）制度					環境保全協定等		
地方公共団体名	京都府	東京都	熊本市	岡山市	荒川区	岩手県	岡山市	大津市
制度の名称	エコ京都 2 1 認証・登録制度	事業活動エコ・アップ事業	熊本市事業所グリーン宣言	岡山市環境パートナーシップ事業（グリーンカンパニー活動）	あらかわエコ協定	県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例	岡山市環境保全協定	環境保全協定「環境保全協定に定める環境保全活動及び報告書作成に関する手引き」
制度の開始日	2001/11/21	1999/4/1	1999/1/1	2001/4/1	2001/6/8	2002/4/1	1973/2/1	1999/6/24
対象事業所の種類・規模	事業所全般	全ての事業所		特定していない	事業者全般	事業場を新設し、又は増設しようとする事業者	排水量1,000 t / 日、有害ガス40,000 m ³ / 時 必要に応じて県工業団地、新産業ゾーン立地企業、ゴルフ場	定めていない
制度の概要	事業者等からの申請により、審査会において審査を行い、審査結果に基づき、府が認定し、認定証、認定マーク（公募）の交付（エコスタイル部門については、分野を幅広く取り扱うため登録とする）を行う制度。なお、部門としては、(1)地球温暖化防止部門、(2)循環型社会形成部門、(3)エコスタイル部門がある。	事業者が自らの事業活動に伴って生じる環境負荷を削減させるための取組目標を自主的に定めて都に登録し、その取組結果に対して自己評価し報告する制度。なお、登録に当たっては、それぞれの環境負荷の度合いによって、「エコ・アップ事業所東京宣言（種）」又は「エコ・アップ事業所東京宣言（種）」を選択することができる。	事業所が省エネルギー省資源など温暖化防止を含む環境保全への取組目標に定めて市に宣言登録する制度。なお、宣言には環境活動の内容によって「実践事業所」と「システム導入事業所」の2種類がある。	市民や事業者が自主的な環境保全活動に取り組むことを支援することを目的に開始された岡山市環境パートナーシップ事業のグリーンカンパニー活動（事業者部門）は、「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」に参加する事業者や、部分的な取り組みを行う「ステップアップ部門」に参加する事業者に対して、「登録証」を交付する制度。	事業者の環境システムづくりを支援することを目的として、環境にやさしい取り組みを行う事業者に対して、区が「荒川区環境配慮行動計画」の中から行動メニューを提案し、事業者には行動メニューを実行してもらう制度。	工場又は事業場を新設し、又は増設しようとする事業者に対して、環境の保全上配慮する必要があると認められる地域の住民と環境の保全に関する合意形成を図ることを求める制度。	法令を補完し、あるいは法令等の基準より厳しい内容を定めることにより、公害の未然防止を図るための制度。1973年以降、主要企業を対象として25社と締結。	環境保全協定に基づく環境管理体制の整備について、市で手引きを作成し事業者に示す制度。
提出の有無	提出有り	提出有り	提出無し	提出有り	提出有り	提出無し	提出有り	提出有り
公表に関して	その他	全てを公表	公表は行っていない	取りまとめた概要を公表	一部を公表	その他	その他	その他

	9	10	11	12	13	14	15	16
対象環境分野	環境全般			自然（緑化等）	地球温暖化		廃棄物	
制度の内容	環境保全協定等		環境保全活動への融資等					
地方公共団体名	千葉市	柏市	茨城県	岡山市	広島県	金沢市	三重県	熊本県
制度の名称	地球環境保全協定	環境保全協定	茨城県地球環境保全行動条例に基づく事業者支援事業	緑化協定	ひろしま温暖化防止プロジェクト	金沢市持続可能な社会を形成する連絡会		ゼロエミッション企業推進事業
制度の開始日	1999/10/19	1997/8/28	1996/1/1	1971/12/23	1999/5/1	2000/7/10	2002/4/1	2000/1/1
対象事業所の種類・規模	製造業を除く事業者	全ての事業所	省エネ（化石燃料使用量が原油換算1,500kl又は電気使用量600万kWh以上）、省資源（産業廃棄物排出量1,000t以上等）、緑化（敷地面積6,000㎡以上）特定事業場	工場、流通団地等	ひろしま地球環境フォーラムの会員	金沢市内に事業所、工場等を有する企業（上記の会の会員）	年間産廃排出量500t以上の事業者	熊本市内の事業所を除く産業廃棄物排出事業者
制度の概要	事業者が地球環境に配慮した取り組みを実践するように、上記に該当する事業者に対して、事業者と市との間に協定の締結を求める制度。	環境の保全（公害の防止と環境負荷の低減）のために、事業者に対して、事業者と市との間に協定の締結を求める制度。	上記に該当する事業者に対して、地球にやさしい技術支援（コンサルティング）、緑化行動を促進するための融資、地球にやさしい企業の表彰、環境管理・監査に関する研究会等の開催を行う制度。	一定区域の緑化を推進するため、対象区域に対して、協定区域、緑化に関する基準、協定期間等を定めた緑化協定書の提出を求める制度。なお、市は協定の締結及び実施に関し必要があれば助言、又は援助をすることができる。現在、11ヶ所が協定を締結している（1973年～1983年）。	会員は、現状把握 目標設定 実践 点検 見直しの5つのステップを踏んで、継続的に温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制を推進し、その取組目標の宣言や取組内容の結果をホームページで紹介する制度。	上記に該当する事業者に対して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画の策定を支援（内容、指導、資料の提供など）する制度。	廃掃法で対象としていない規模の事業者に対して、廃棄物の適正管理計画を推進し、発生抑制、リサイクルを促進させる制度。	上記に該当する事業者に対して、廃棄物専門アドバイザーによる現状分析、システム、技術改善への助言、「廃棄物の削減・有効活用計画書」策定の指導を行う制度。
提出の有無 公表に関して	提出有り その他	提出有り その他	提出無し 一部を公表	提出有り 取りまとめた概要を公表	提出有り 全てを公表	提出有り 取りまとめた概要を公表	未記入 未記入	提出有り 公表は行っていない

	17	18	19	20	21	22	23	24
対象環境分野	廃棄物		その他					
制度の内容	環境マネジメントシステム構築支援							
地方公共団体名	大阪市	大阪市	愛媛県	徳島県	茨城県	香川県	福島県	福島県
制度の名称	建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱	多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱	環境保全資金融資制度	徳島県環境保全施設整備等資金貸付金	環境対応促進融資	環境配慮型事業活動促進事業	新事業創造資金（ISO等認証取得枠）	専門家派遣事業
制度の開始日	2001/4/1	2001/4/1	1970/4/1	1968/4/1		2000/1/1	1998/4/1	2000/4/1
対象事業所の種類・規模	大阪府域内に営業所を有し、資本金3億円以上の建設業者等	工場の新設や増設により、年間1,000t以上の産業廃棄物の排出が予測される事業場	愛媛県内に工場又は事業場を有し、1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる中小企業者及び中小企業団体	県内の中小企業・個人で、工場等を原則1年以上引き続き経営する事業者	中小企業信用保険法に規定する中小企業者等		県内中小企業者	創業者、中小企業者等
制度の概要	建設廃棄物の減量化及び適正処理を目的として、元請業者による排出事業者責任を明確にし、計画や実績を報告させるとともに、元請以外の工場関係者に対する留意事項を規定した制度。また、当該建設工事における廃棄物（コンクリート、アスファルト、汚泥）の発生量が、4,000t以上と予測されるものに対しては、減量化の具体的な目標の設定、工事完了後の報告を求めている。	工場の新設や増設により、年間1,000t以上の産業廃棄物の排出が予測される事業場に対して、減量化、再資源化の努力規定を設けるとともに、届け出ならびに次年度の実績報告を指導する制度。	ISO14001の認証取得（審査登録、委託、施設、設備等の整備等）を目指す事業者に対して、融資を行う制度。なお、融資限度額は5,000万円以内、融資期間は7年以内（据置1年以内を含む）、返済方法は元金均等半年賦償還、融資利率は1.85%（H13年度）である。	ISO14001の取得等にあたり必要な資金を一事業所につき5,000万円以内で融資する制度（7年以内の償還、利率2.2%又は2.24%）。	ISO14001の認証を取得する場合の運転資金を低利融資する制度。	県内企業によるISO14001の認証取得を促進するために、環境マネジメントシステムの構築や内部監査員の養成に関するセミナーを開催するための制度。	県内の中小企業者がISO9000シリーズ、14000シリーズ、HACCPの審査・登録・承認を受けるために必要とする資金について融資を行う制度。	ISO14000シリーズの認証取得等経営の向上を目指す中小企業者等の求めに応じて、民間の専門家を派遣する制度。なお、実施主体は（財）福島県産業振興センターである。
提出の有無	提出有り	提出有り	提出無し	提出有り	提出無し	提出無し	提出無し	提出無し
公表に関して	公表は行っていない	公表は行っていない	未記入	公表は行っていない	未記入	未記入	公表は行っていない	公表は行っていない

	25	26	27	28	29	30	31	32
対象環境分野	その他							
制度の内容	環境マネジメントシステム構築支援							
地方公共団体名	熊本県	福井県	相模原市	尼崎市	春日井市	川崎市	大阪市	千葉市
制度の名称	ISO取得支援事業	ISO14001認証取得支援補助	ISO認証取得促進事業補助金	国際標準化機構規格認証取得支援制度	国際標準化機構認証取得事業助成	川崎市中小企業認証等取得資金融資	国際規格認証取得事業補助制度	千葉市ISO認証取得事業助成制度
制度の開始日	1998/1/1	2001/4/1	1999/4/1	1998/5/1	2000/4/1	2000/11/1	1998/1/1	2001/4/1
対象事業所の種類・規模	県内に本店を有し、製造業を営む中小企業者（資本金3億円以下、従業員数300人以下）	県内中小企業者	市内中小企業事業者、事業協同組合等	市内中小企業者	市内中小企業者	中小企業（信用保証協会の保証対象企業）	中小企業で、ISO14001の認証取得事業を行う事業者	市内に本社または主たる事業所等を有し、主として製造業または建設業を営む中小企業者
制度の概要	国際的な規格であるISOの認証取得を支援する制度。具体的には、ISO研修会の開催、コンサルタント派遣に要する経費の一部補助を行うISO14001認証取得事業費補助事業がある。	ISO14001認証取得に係る経費等の一部を助成（補助率1/2以内、限度額1,000千円）	ISO認証取得にあたり、審査登録機関に支払った予備審査料、登録料1/3以内50万円限度に補助する制度。	ISO14000シリーズの認証を取得を目指す中小企業者に対して、コンサルタント料・社員教育費・審査登録料などの経費の一部を助成（助成限度額：1件100万円）する制度。	14000シリーズの認証取得に対する助成制度（審査登録費用の5%以内（限度額200万円））。	ISO14001の認証取得する企業に対して、認証取得に必要な運転資金（コンサル料除く）を融資する制度。なお、融資限度は500万円以内、利子は全額補助、保証料は一定割合補助である。	ISO14001の認証取得事業を実施する企業に助成する制度。補助限度額は1企業当たりあたり100万円である。	ISO14001の認証取得に係る費用のうち、審査登録機関に支払う対象経費の1/2または50万円を限度として補助金を交付する制度。
提出の有無 公表に関して	提出無し 公表は行っていない	提出有り 公表は行っていない	提出無し 未記入	提出有り 公表は行っていない	提出有り 一部を公表	未記入 その他	提出無し 未記入	提出有り 公表は行っていない

	33	34
対象環境分野	その他	
制度の内容	環境マネジメントシステム構築支援	
地方公共団体名	江東区	板橋区
制度の名称	環境保全対策資金融資	環境マネジメントシステム構築・維持支援事業
制度の開始日	2001/4/1	1999/4/1
対象事業所の種類・規模	中小企業	工場、事業場（種類、規模制限ない）
制度の概要	ISO14001取得に要する費用（上限1,000万円）を融資する制度。利子は一部を補助、信用保証料は補助である。	環境マネジメントシステムの構築・維持を支援する制度。具体的には、情報提供「環境管理」「環境管理ニュース」の発行、マニュアル編集発行（環境マネジメントマニュアル、サブマニュアルの発行）、研修会、セミナーの開催、認証取得助成等を行う。
提出の有無	提出有り	提出無し
公表に関して	公表は行っていない	公表は行っていない